令和3年2月22日 資料No.5 総務常任委員会

人 事 課

議案第4号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 趣旨

職員の誰もが働きやすい職場づくりに向け、職員が人生を共にしたい人と暮らし、その人との関係において請求できる休暇制度等へと拡充することを趣旨として、港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」といいます。)の一部を改正します。

2 改正内容

勤務時間条例第9条の2は、育児又は介護を行う職員から請求があったとき、深夜 勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務)を制限することを定めた規定 です。

当該規定において定められている「配偶者」と「要介護者」の範囲について、職員 の休暇制度等を拡充するため、次のとおり職員との関係に係る要件(改正案の下線部) を追加します。

改正案		現行
配偶者等	配偶者(届出をしないが事実上婚	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係
	姻関係と同様の事情にある者を含	と同様の事情にある者を含む。)
	む。)	
	職員と性別が同一であって当該職	
	員と婚姻関係と異ならない程度の	
	実質を備える社会生活を営む関係	
	にある者として任命権者が認める	
	煮	
要介護者(配偶者等 又は2親等以内の親		要介護者(配偶者又は2親等以内の親族
族 <u>(配偶者等の親族を含む。)</u> で負傷、		で負傷、疾病又は老齢により日常生活を
疾病又は老齢により日常生活を営むこ		営むことに支障がある者)
とに支障がある者)		

3 施行期日

令和3年4月1日

4 その他(規則改正により拡充する休暇制度等)

当該一部改正条例が可決された場合は、休暇取得要件等を規定する港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則を改正し、休暇制度等を拡充します。

なお、これらにより拡充を予定している休暇等は、出産支援休暇、育児参加休暇、 慶弔休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇及び介護時間です。